

令和6年3月6日（水） 午後3時30分 説明会配布

WTO

令和6年2月27日付け公告第40号

企画調整部要求

ノート型パソコン 3,662台

入札説明書

[物品調達契約]

福島県出納局入札用度課

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 [ノート型パソコン 3,662台](#)
- (2) 調達物品の仕様等 [別紙仕様書のとおり](#)
- (3) 納入期限 [令和7年2月28日（金）](#)
- (4) 納入場所 [福島県総務部広報課ほか計309か所](#)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の5の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（[様式1](#)。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからウまでに掲げる書類等を添付し、[令和6年3月21日（木）午後5時まで](#)に下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（[様式2](#)）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分

に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式 1 その 1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様式 1 その 2）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

- (ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。
- (イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。
- (ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。
- (エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（参考様式 3）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 3）を **令和 6 年 3 月 2 1 日（木）午後 5 時**までに下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和 6 年 3 月 6 日（水）午後 3 時 3 0 分～ 福島県出納局入札用度課入札室（西庁舎 3 階）

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 3 月 2 1 日（木）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和 6 年 4 月 1 2 日（金）下記 5 の(5)にある開札時刻
福島県出納局入札用度課入札室（西庁舎 3 階）

イ 郵送による場合

令和 6 年 4 月 1 1 日（木）午後 5 時 福島県出納局入札用度課

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 1 2 日（金）午後 2 時 3 0 分
福島県出納局入札用度課入札室（西庁舎 3 階）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、上記 5 に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）又はその写し

イ 委任状（様式 5） ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、**入札書**を**中封筒に密封**のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [4月12日開札「件名：ノート型パソコン 3, 662台」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。**

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載をすること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）又は福島県が発行する納入通知書で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の (5) で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の (2) で指定する書類の確認を受けるものとする。

- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所におい

て再度入札に付すことができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (8) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
 - イ 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
 - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - エ 予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により令和6年3月13日（水）午後5時までに関係職員に説明を求めることができる。

県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することが

できない。

- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 本契約については落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福島県条例第 21 号）第 3 条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- (2) 落札者は、発注者が交付する購入仮契約書（以下「仮契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に仮契約書の取り交わしを行うこと。
- (3) 落札者が、上記(2)に定める期間内に仮契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

18 契約条項 購入仮契約書（案）及び財務規則による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)、(4) (略)

2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (11) まで (略)

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) から (18) まで (略)

2 (略)

購入仮契約書(案)

品目及び数量 ノート型パソコン 3, 662台

契約金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____, _____ 円)

納入期限 令和7年2月28日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県総務部広報課ほか計309か所及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「_____」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（苦情検討委員会からの要請等）

第 16 条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

特 約 条 項

この契約は令和 6 年 7 月 1 2 日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に乙（法人である場合は、法人の役員又はその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、乙を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には県はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、乙にこのことにより損害を生じた場合においても、県は、一切その賠償の責めに任じないものとする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所
氏 名

仕 様 書

- 1 品名及び数量 ノート型パソコン 3,662台
- 2 納入期限 令和7年2月28日(金)
- 3 納入場所 福島県総務部広報課ほか計309か所(別紙のとおり)

4 規格等

筐体	ノート型 (日本国内用のAC電源アダプタを添付すること。)
OS	Windows11 Pro
CPU	第12世代 インテル® Core™ i3 と同等以上の性能を有すること。
メモリ	8GB以上。(空きスロット確保は求めない)
内蔵ストレージ	SSD 256GB以上
キーボード	テンキー付きキーボード
LAN	有線LAN (1000BASE-T/以上) と無線LAN (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 対応) を内蔵していること。
インターフェイス	USB3.0以上のType-Aが2ポート以上標準搭載していること。また、HDMI に対応していること。
モニター	15.6インチから16.0インチ、解像度1920×1080以上。
マウス	USB接続のスクロールホイール付きマウスを添付すること。 読み取り方式は光学式、レーザー、LEDのいずれかとする。
Webカメラ	HD解像度 (720P) 以上のフロントカメラを内蔵していること。
マイク	マイクが内蔵されていること。
Microsoft Office	不要
再セットアップ用媒体 (納品時の状態に戻す)	再セットアップ用媒体(DVD等)及び再セットアップ手順書を2組納入すること。
保証等	・納入機器は未使用品とすること ・全品納入確認後1年以上の無償保証を付与すること。 ・契約後、速やかに発注者との納入の打ち合わせが行えること。 ・国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法適合品又はPCグリーンラベルの基準を満たしていること。
納品時の注意事項	1 納品場所では箱に格納された状態で納品すること。 (納品場所での開封作業、設置作業、及び設定作業は不要) 2 納品書を作成し、各納品場所で検収を受け提出すること。 3 納入パソコンの納品前インストール等の作業を実施すること。 ① 落札業者は、まず、納入機種のうち1台を発注者に渡す。 ② 発注者は、受け取った1台のパソコンに、当県で必要なソフトウェア及び当県ネットワーク用設定を行いマスターパソコンとしてセットアップし、落札業者に渡す。 ③ 落札業者は、「マスターパソコン」と同一にセットアップしたパソコンを納品する。 ④ なお、上記作業の進め方についての詳細な打合せは、入札手続き終了後速やかに発注者と落札業者とで行うものとする。 4 下記の事項を記載した一覧表を発注者に納入すること。形式はエクセル形式とする。 ① 納入に掛かる整理番号。 ② パソコンのメーカー名、型番、製造番号。 5 上記4①の整理番号を記入したラベルをパソコンに貼付すること。

○ 令和6年度 納入先一覧（A4ノート型パソコン）

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
1	総務部	知事公室	広報課	19	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
2	総務部	知事公室	秘書課	12	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
3	総務部	知事公室	県民広聴室	7	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
4	総務部	知事公室	政策調査課	7	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
5	総務部	財務総室	総務課	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
6	総務部	財務総室	財政課	2	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
7	総務部	財務総室	入札監理課	11	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
8	総務部	財務総室	税務課	11	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
9	総務部	財務総室	税務システム課	14	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
10	総務部	人事総室	人事課	10	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
11	総務部	人事総室	職員業務課	65	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
12	総務部	人事総室	福利厚生室	25	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
13	総務部	文書管財総室	文書法務課	21	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
14	総務部	文書管財総室	私学・法人課	22	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
15	総務部	文書管財総室	財産管理課	15	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
16	総務部	文書管財総室	施設管理課	7	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
17	総務部	市町村総室	市町村行政課	2	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
18	総務部	市町村総室	市町村財政課	6	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
19	総務部	県北地方振興局	県北地方振興局	19	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
20	総務部	県中地方振興局	県中地方振興局	16	郡山合同庁舎		963-8540	郡山市麓山一丁目1番1号
21	総務部	県南地方振興局	県南地方振興局	15	白河合同庁舎		961-0971	白河市昭和町269番地
22	総務部	会津地方振興局	会津地方振興局	17	会津若松合同庁舎		965-8501	会津若松市追手町7番5号
23	総務部	南会津地方振興局	南会津地方振興局	12	南会津合同庁舎		967-0004	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
24	総務部	相双地方振興局	相双地方振興局	15	南相馬合同庁舎		975-0031	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
25	総務部	いわき地方振興局	いわき地方振興局	25	いわき合同庁舎		970-8026	いわき市平字梅本15番地
26	総務部	東京事務所	東京事務所	1	都道府県会館12階		102-0093	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
27	総務部	大阪事務所	大阪事務所	7	大阪駅前第1ビル9階		530-0001	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-900号
28	総務部	北海道事務所	北海道事務所	3	北海道経済センター5階		060-0001	北海道札幌市中央区北1条西2丁目2番1号
29	総務部	名古屋事務所	名古屋事務所	3	久屋中日ビル5階		460-0008	愛知県名古屋市中区栄四丁目1番36号
30	危機管理部	危機管理総室	危機管理課	12	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
31	危機管理部	危機管理総室	消防保安課	10	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
32	危機管理部	危機管理総室	災害対策課	16	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
33	危機管理部	危機管理総室	原子力安全対策課	29	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
34	危機管理部	危機管理総室	放射線監視室	2	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
35	危機管理部	消防学校	消防学校	4	消防学校		960-2156	福島市荒井字仲沢7番地
36	企画調整部	企画調整総室	企画調整課	7	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
37	企画調整部	企画調整総室	風評・風化戦略室	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
38	企画調整部	企画調整総室	福島イノベ構想推進課	7	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
39	企画調整部	企画調整総室	復興・総合計画課	21	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
40	企画調整部	地域づくり総室	地域振興課	3	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号

○ 令和6年度 納入先一覧（A4ノート型パソコン）

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
41	企画調整部	地域づくり総室	ふくしまぐらし推進課	4	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
42	企画調整部	地域づくり総室	エネルギー課	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
43	企画調整部	地域づくり総室	地域づくり総室	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
44	企画調整部	情報統計総室	デジタル変革課	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
45	企画調整部	情報統計総室	統計課	33	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
46	企画調整部	避難地域復興局	避難地域復興課	4	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
47	企画調整部	避難地域復興局	避難者支援課	3	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
48	企画調整部	避難地域復興局	生活拠点課	3	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
49	企画調整部	避難地域復興局	原子力損害対策課	1	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
50	企画調整部	文化スポーツ局	文化振興課	4	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
51	企画調整部	文化スポーツ局	生涯学習課	3	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
52	企画調整部	文化スポーツ局	スポーツ課	8	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
53	生活環境部	生活環境総室	生活環境総務課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
54	生活環境部	生活環境総室	消費生活課	25	自治会館		960-8043	福島市中町8番2号
55	生活環境部	生活環境総室	男女共生課	7	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
56	生活環境部	生活環境総室	生活交通課	19	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
57	生活環境部	生活環境総室	国際課	11	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
58	生活環境部	環境共生総室	環境共生課	5	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
59	生活環境部	環境共生総室	自然保護課	6	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
60	生活環境部	環境共生総室	水・大気環境課	2	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
61	生活環境部	環境保全総室	一般廃棄物課	4	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
62	生活環境部	環境保全総室	産業廃棄物課	4	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
63	生活環境部	環境保全総室	中間貯蔵・除染対策課	3	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
64	生活環境部	環境創造センター	環境創造センター	23	環境創造センター		963-7700	田村郡三春町深作10番2号
65	生活環境部	環境創造センター	環境創造センター福島支所	2	環境創造センター福島支所		960-8163	福島市方木田字水戸内16番6号
66	生活環境部	環境創造センター環境放射線センター	環境創造センター環境放射線センター	15	環境創造センター環境放射線センター		975-0036	南相馬市原町区菅浜字巢掛場45番地の169
67	生活環境部	只見線管理事務所	只見線管理事務所	8	会津若松駅内		965-0041	会津若松市駅前1-1
68	保健福祉部	保健福祉総室	保健福祉総務課	14	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
69	保健福祉部	保健福祉総室	国民健康保険課	15	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
70	保健福祉部	生活福祉総室	社会福祉課	20	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
71	保健福祉部	生活福祉総室	高齢福祉課	24	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
72	保健福祉部	生活福祉総室	障がい福祉課	29	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
73	保健福祉部	健康衛生総室	健康づくり推進課	20	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
74	保健福祉部	健康衛生総室	県民健康調査課	10	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
75	保健福祉部	健康衛生総室	地域医療課	15	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
76	保健福祉部	健康衛生総室	医療人材対策室	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
77	保健福祉部	健康衛生総室	感染症対策課	14	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
78	保健福祉部	健康衛生総室	食品生活衛生課	19	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
79	保健福祉部	健康衛生総室	薬務課	2	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
80	保健福祉部	こども未来局	こども・青少年政策課	9	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号

○ 令和6年度 納入先一覧 (A4ノート型パソコン)

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
81	保健福祉部	こども未来局	子育て支援課	20	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
82	保健福祉部	こども未来局	児童家庭課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
83	保健福祉部	県北保健福祉事務所	県北保健福祉事務所	35	福島県保健衛生合同庁舎		960-8012	福島市御山町8番30号
84	保健福祉部	県中保健福祉事務所	県中保健福祉事務所	76	県中保健福祉事務所		962-0834	須賀川市旭町153番1
85	保健福祉部	県南保健福祉事務所	県南保健福祉事務所	22	県南保健福祉事務所		961-0074	白河市郭内127番地
86	保健福祉部	会津保健福祉事務所	会津保健福祉事務所	29	会津保健福祉事務所		965-0807	会津若松市城東町5番12号
87	保健福祉部	南会津保健福祉事務所	南会津保健福祉事務所	10	南会津保健福祉事務所		967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542番地の2
88	保健福祉部	相双保健福祉事務所	相双保健福祉事務所	26	相双保健福祉事務所		975-0031	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
89	保健福祉部	県中児童相談所	県中児童相談所	10	県中児童相談所		963-8041	郡山市富田町字町田3番地
90	保健福祉部	会津児童相談所	会津児童相談所	1	会津児童相談所		965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1番3号
91	保健福祉部	浜児童相談所	浜児童相談所	13	浜児童相談所		970-8033	いわき市自由ヶ丘38番地の15
92	保健福祉部	食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	16	食肉衛生検査所		960-0101	福島市瀬上町字北沢田38番6
93	保健福祉部	動物愛護センター	動物愛護センター	3	動物愛護センター		963-7732	田村郡三春町大字上舞木字向田17番
94	保健福祉部	障がい者総合福祉センター	障がい者総合福祉センター	7	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
95	保健福祉部	福島学園	福島学園	9	福島学園		962-0001	須賀川市森宿字中新田128番地
96	保健福祉部	大笹生学園	大笹生学園	32	大笹生学園		960-0251	福島市大笹生字組板山182番地の1
97	保健福祉部	総合療育センター	総合療育センター	26	総合療育センター		963-8041	郡山市富田町字上ノ台4番地の1
98	保健福祉部	女性のための相談支援センター	女性のための相談支援センター	14	女性のための相談支援センター		960-8134	福島市上浜町6番3号
99	保健福祉部	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	5	福島県保健衛生合同庁舎		960-8012	福島市御山町8番30号
100	保健福祉部	衛生研究所	衛生研究所	15	衛生研究所		960-8560	福島市方木田字水戸内16番6号
101	保健福祉部	衛生研究所	衛生研究所県中支所	5	衛生研究所県中支所		962-0834	須賀川市旭町153番1
102	保健福祉部	衛生研究所	衛生研究所会津支所	1	衛生研究所会津支所		965-0807	会津若松市城東町5番12号
103	保健福祉部	健康衛生総室	コロナ対策事務局	1	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
104	商工労働部	商工労働総室	商工総務課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
105	商工労働部	商工労働総室	経営金融課	36	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
106	商工労働部	商工労働総室	雇用労政課	16	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
107	商工労働部	産業振興総室	企業立地課	17	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
108	商工労働部	産業振興総室	次世代産業課	12	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
109	商工労働部	産業振興総室	医療関連産業推進室	8	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
110	商工労働部	産業振興総室	商業まちづくり課	8	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
111	商工労働部	産業振興総室	産業人材育成課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
112	商工労働部	観光交流局	観光交流課	15	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
113	商工労働部	観光交流局	空港交流課	9	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
114	商工労働部	観光交流局	県産品振興戦略課	4	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
115	商工労働部	計量検定所	計量検定所	12	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
116	農林水産部	農林水産総室	農林総務課	17	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
117	農林水産部	農林水産総室	農林企画課	2	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
118	農林水産部	農林水産総室	農林技術課	5	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
119	農林水産部	農業支援総室	農業振興課	17	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
120	農林水産部	農業支援総室	農業担い手課	16	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号

○ 令和6年度 納入先一覧 (A4ノート型パソコン)

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
121	農林水産部	農業支援総室	環境保全農業課	11	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
122	農林水産部	農業支援総室	農業経済課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
123	農林水産部	生産流通総室	農産物流通課	14	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
124	農林水産部	生産流通総室	水田畑作課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
125	農林水産部	生産流通総室	園芸課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
126	農林水産部	生産流通総室	畜産課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
127	農林水産部	生産流通総室	水産課	12	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
128	農林水産部	農村整備総室	農村計画課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
129	農林水産部	農村整備総室	農村振興課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
130	農林水産部	農村整備総室	農村基盤整備課	10	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
131	農林水産部	農村整備総室	農地管理課	11	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
132	農林水産部	森林林業総室	森林計画課	14	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
133	農林水産部	森林林業総室	森林整備課	11	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
134	農林水産部	森林林業総室	林業振興課	13	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
135	農林水産部	森林林業総室	森林保全課	17	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
136	農林水産部	県北農林事務所	県北農林事務所	43	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
137	農林水産部	県北農林事務所	伊達農業普及所	17	伊達合同庁舎		960-0634	伊達市保原町大泉字大地内124番地
138	農林水産部	県北農林事務所	安達農業普及所	16	二本松合同庁舎		964-0915	二本松市金色424番地1
139	農林水産部	県中農林事務所	県中農林事務所	46	郡山合同庁舎		963-8540	郡山市麓山一丁目1番1号
140	農林水産部	県中農林事務所	須賀川農業普及所	20	須賀川農業普及所		962-0823	須賀川市花岡34番地の2
141	農林水産部	県南農林事務所	県南農林事務所	35	白河合同庁舎		961-0971	白河市昭和町269番地
142	農林水産部	会津農林事務所	会津農林事務所	55	会津若松合同庁舎		965-8501	会津若松市追手町7番5号
143	農林水産部	南会津農林事務所	南会津農林事務所	29	南会津合同庁舎		967-0004	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
144	農林水産部	相双農林事務所	相双農林事務所	63	南相馬合同庁舎		975-0031	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
145	農林水産部	相双農林事務所	双葉農業普及所	15	双葉農業普及所		979-1111	双葉郡富岡町小浜481番地
146	農林水産部	いわき農林事務所	いわき農林事務所	32	いわき合同庁舎		970-8026	いわき市平字梅本15番地
147	農林水産部	水産事務所	水産事務所	3	いわき合同庁舎		970-8026	いわき市平字梅本15番地
148	農林水産部	中央家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所	30	中央家畜保健衛生所		963-6311	石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114番12
149	農林水産部	県北家畜保健衛生所	県北家畜保健衛生所	9	県北家畜保健衛生所		960-8132	福島市東浜町5番18号
150	農林水産部	相双家畜保健衛生所	相双家畜保健衛生所	7	相双家畜保健衛生所		975-0033	南相馬市原町区高見町一丁目276番地の1
151	農林水産部	農業総合センター	農業総合センター	31	農業総合センター		963-0531	郡山市日和田町高倉字下中道116番地
152	農林水産部	農業総合センター	果樹研究所	10	農業総合センター果樹研究所		960-0231	福島市飯坂町平野字檀の東1番地
153	農林水産部	農業総合センター	会津地域研究所	13	農業総合センター会津地域研究所		969-6506	河沼郡会津坂下町大字見明字南原881番地
154	農林水産部	農業総合センター	畜産研究所	31	農業総合センター畜産研究所		960-2156	福島市荒井字地藏原甲18番地
155	農林水産部	農業総合センター	畜産研究所沼尻分場	5	農業総合センター畜産研究所沼尻分場		969-2752	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字日影山乙3696番地
156	農林水産部	農業総合センター	農業短期大学校	19	農業総合センター農業短期大学校		969-0292	西白河郡矢吹町一本木446番地1
157	農林水産部	農業総合センター	浜地域研究所	4	農業総合センター浜地域研究所		979-2542	相馬市成田字五郎右エ門橋100番地
158	農林水産部	農業総合センター	浜地域農業再生研究センター	7	農業総合センター浜地域農業再生研究センター		975-0036	南相馬市原町区萱井字巢掛場45番169
159	農林水産部	林業研究センター	林業研究センター	1	林業研究センター		963-0112	郡山市安積町成田字西島坂1番地
160	農林水産部	水産海洋研究センター	水産海洋研究センター	39	水産海洋研究センター		970-0316	いわき市小名浜下白字松下13番地の2

○ 令和6年度 納入先一覧 (A4ノート型パソコン)

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
161	農林水産部	水産資源研究所	水産資源研究所	6	水産資源研究所		976-0005	相馬市光陽一丁目1番14
162	農林水産部	内水面水産試験場	内水面水産試験場	6	内水面水産試験場		969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸3447番地の1
163	土木部	土木総室	土木総務課	19	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
164	土木部	土木総室	用地室	2	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
165	土木部	企画技術総室	土木企画課	17	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
166	土木部	企画技術総室	技術管理課	5	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
167	土木部	企画技術総室	建設産業室	3	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
168	土木部	道路総室	道路計画課	2	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
169	土木部	道路総室	道路管理課	2	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
170	土木部	道路総室	道路整備課	3	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
171	土木部	河川港湾総室	河川計画課	1	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
172	土木部	河川港湾総室	河川整備課	7	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
173	土木部	河川港湾総室	砂防課	2	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
174	土木部	河川港湾総室	港湾課	4	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
175	土木部	都市総室	都市計画課	3	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
176	土木部	都市総室	まちづくり推進課	2	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
177	土木部	建築総室	建築住宅課	4	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
178	土木部	建築総室	建築指導課	5	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
179	土木部	建築総室	営繕課	7	県庁		960-8670	福島市杉妻町2番16号
180	土木部	県北建設事務所	県北建設事務所 (吾妻土湯管理所含む)	72	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
181	土木部	県北建設事務所	保原土木事務所	15	伊達合同庁舎		960-0634	伊達市保原町大泉字大地内124番地
182	土木部	県北建設事務所	二本松土木事務所	8	二本松合同庁舎		964-0915	二本松市金色424番地1
183	土木部	県中建設事務所	県中建設事務所	88	郡山合同庁舎		963-8540	郡山市麓山一丁目1番1号
184	土木部	県中建設事務所	三春土木事務所	12	三春合同庁舎		963-7704	田村郡三春町大字熊耳字下荒井176番地の5
185	土木部	県中建設事務所	須賀川土木事務所	14	須賀川土木事務所		962-0839	須賀川市大町33番地
186	土木部	県中建設事務所	石川土木事務所	12	石川土木事務所		963-7808	石川郡石川町大字双里字本宮43番地3
187	土木部	県中建設事務所	あぶくま高原道路管理事務所	5	あぶくま高原道路管理事務所		963-8201	石川郡平田村大字蓬田新田字金屋27番地1
188	土木部	県南建設事務所	県南建設事務所	37	白河合同庁舎		961-0971	白河市昭和町269番地
189	土木部	県南建設事務所	棚倉土木事務所	11	棚倉合同庁舎		963-6123	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1
190	土木部	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	45	会津若松合同庁舎		965-8501	会津若松市追手町7番5号
191	土木部	会津若松建設事務所	宮下土木事務所	9	宮下土木事務所		969-7511	大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地
192	土木部	喜多方建設事務所	喜多方建設事務所	66	喜多方合同庁舎		966-0901	喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3
193	土木部	喜多方建設事務所	猪苗代土木事務所	12	猪苗代土木事務所		969-3121	耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地
194	土木部	喜多方建設事務所	大峠・日中総合管理事務所	7	大峠・日中総合管理事務所		966-0101	喜多方市熱塩加納町熱塩字弥平沢山丙1453番地の31
195	土木部	南会津建設事務所	南会津建設事務所	37	南会津合同庁舎		967-0004	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
196	土木部	南会津建設事務所	山口土木事務所	16	山口土木事務所		967-0611	南会津郡南会津町山口字村上842番地
197	土木部	相双建設事務所	相双建設事務所	66	相双建設事務所		975-0031	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
198	土木部	相双建設事務所	富岡土木事務所	12	富岡合同庁舎		979-1111	双葉郡富岡町小浜553番地2
199	土木部	いわき建設事務所	いわき建設事務所	71	いわき合同庁舎		970-8026	いわき市平字梅本15番地
200	土木部	いわき建設事務所	勿来土木事務所	12	勿来土木事務所		974-8212	いわき市東田町一丁目26番1号

○ 令和6年度 納入先一覧（A4ノート型パソコン）

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
201	土木部	いわき建設事務所	鮫川水系ダム管理事務所	15	鮫川水系ダム管理事務所		974-8212	いわき市東田町一丁目26番1号
202	土木部	相馬港湾建設事務所	相馬港湾建設事務所	22	相馬港湾建設事務所		976-0021	相馬市原釜字大津183番地
203	土木部	小名浜港湾建設事務所	小名浜港湾建設事務所	38	小名浜港湾建設事務所		971-8101	いわき市小名浜字辰巳町68番地
204	土木部	福島空港事務所	福島空港事務所	22	福島空港事務所		963-6304	石川郡玉川村大字北須釜字畑田21番地
205	出納局	出納局	出納総務課	12	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
206	出納局	出納局	審査課	6	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
207	出納局	出納局	入札用度課	8	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
208	出納局	出納局	工事検査課	9	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
209	議会事務局	議会事務局（総務課）	総務課	10	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
210	議会事務局	議会事務局（総務課）	議事課	4	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
211	議会事務局	議会事務局（総務課）	政策調査課	6	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
212	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	5	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
213	人事委員会	人事委員会事務局	総務審査課	3	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
214	人事委員会	人事委員会事務局	採用給与課	4	県庁	本庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
215	労働委員会	労働委員会事務局	審査調整課	5	自治会館		960-8043	福島市中町8番2号
216	監査委員	監査委員事務局	普通会計監査課	1	県庁	仮設庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
217	教育庁	教育総務総室	教育総務課	15	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
218	教育庁	教育総務総室	財務課	19	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
219	教育庁	教育総務総室	施設財産室	15	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
220	教育庁	教育総務総室	職員課	1	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
221	教育庁	教育総務総室	福利課	8	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
222	教育庁	教育総務総室	社会教育課	3	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
223	教育庁	教育総務総室	文化財課	6	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
224	教育庁	学校教育総室	義務教育課	11	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
225	教育庁	学校教育総室	高校教育課	9	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
226	教育庁	学校教育総室	県立高校改革室	3	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
227	教育庁	学校教育総室	特別支援教育課	4	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
228	教育庁	学校教育総室	健康教育課	4	県庁	西庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
229	教育庁	県北教育事務所	県北教育事務所	5	県庁	北庁舎	960-8670	福島市杉妻町2番16号
230	教育庁	県中教育事務所	県中教育事務所	8	郡山合同庁舎		963-8540	郡山市麓山一丁目1番1号
231	教育庁	会津教育事務所	会津教育事務所	7	会津若松合同庁舎		965-8501	会津若松市追手町7番5号
232	教育庁	相双教育事務所	相双教育事務所	12	南相馬合同庁舎		975-0031	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
233	教育庁	いわき教育事務所	いわき教育事務所	6	いわき合同庁舎		970-8026	いわき市平字梅本15番地
234	教育庁	教育センター	教育センター	1	教育センター		960-0101	福島市瀬上町字五月田16番地
235	教育庁	特別支援教育センター	特別支援教育センター	1	特別支援教育センター		963-8041	郡山市富田町字上ノ台4番地の1
236	教育庁	県立図書館	県立図書館	9	図書館		960-8003	福島市森合字西養山1番地
237	教育庁	県立博物館	県立博物館	2	博物館		965-0807	会津若松市城東町1番25号
238	県立学校	福島高等学校	福島高等学校	5	福島高等学校		960-8002	福島市森合町5番72号
239	県立学校	橘高等学校	橘高等学校	4	橘高等学校		960-8011	福島市宮下町7番41号
240	県立学校	福島商業高等学校	福島商業高等学校	1	福島商業高等学校		960-0111	福島市丸子字辰ノ尾1番地

○ 令和6年度 納入先一覧 (A4ノート型パソコン)

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
241	県立学校	福島明成高等学校	福島明成高等学校	6	福島明成高等学校		960-1192	福島市永井川字北原田1番地
242	県立学校	福島西高等学校	福島西高等学校	4	福島西高等学校		960-8163	福島市方木田字上原37番地
243	県立学校	福島南高等学校	福島南高等学校	5	福島南高等学校		960-8141	福島市渡利字七社宮17番地
244	県立学校	川俣高等学校	川俣高等学校	2	川俣高等学校		960-1401	伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1番地
245	県立学校	安達高等学校	安達高等学校	4	安達高等学校		964-0904	二本松市郭内二丁目347番地
246	県立学校	二本松実業高等学校	二本松実業高等学校	9	二本松実業高等学校		964-0937	二本松市榎戸一丁目58番地2
247	県立学校	本宮高等学校	本宮高等学校	6	本宮高等学校		969-1101	本宮市高木字井戸上45番地
248	県立学校	安積高等学校	安積高等学校	5	安積高等学校		963-8851	郡山市開成五丁目25番63号
249	県立学校	安積黎明高等学校	安積黎明高等学校	3	安積黎明高等学校		963-8017	郡山市長者二丁目3番3号
250	県立学校	郡山商業高等学校	郡山商業高等学校	6	郡山商業高等学校		963-8862	郡山市菜根五丁目6番7号
251	県立学校	郡山北工業高等学校	郡山北工業高等学校	6	郡山北工業高等学校		963-8052	郡山市八山田二丁目224番
252	県立学校	湖南高等学校	湖南高等学校	5	湖南高等学校		963-1633	郡山市湖南町福良字車ノ上8453番地1
253	県立学校	須賀川創英館高等学校	須賀川創英館高等学校	6	須賀川創英館高等学校		962-0863	須賀川市緑町88番地
254	県立学校	須賀川桐陽高等学校	須賀川桐陽高等学校	5	須賀川桐陽高等学校		962-0012	須賀川市陣場町128番地
255	県立学校	光南高等学校	光南高等学校	5	光南高等学校		969-0227	西白河郡矢吹町田町532番地
256	県立学校	白河高等学校	白河高等学校	4	白河高等学校		961-0851	白河市南登り町54番地
257	県立学校	白河旭高等学校	白河旭高等学校	5	白河旭高等学校		961-0912	白河市旭町一丁目3番地
258	県立学校	白河実業高等学校	白河実業高等学校	10	白河実業高等学校		961-0822	白河市瀬戸原6番地1
259	県立学校	修明高等学校	修明高等学校	5	修明高等学校		963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地
260	県立学校	小野高等学校	小野高等学校	6	小野高等学校		963-3401	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後63番地
261	県立学校	会津高等学校	会津高等学校	5	会津高等学校		965-0831	会津若松市表町3番1号
262	県立学校	葵高等学校	葵高等学校	4	葵高等学校		965-0877	会津若松市西柴町4番61号
263	県立学校	会津学鳳高等学校	会津学鳳中学校	2	会津学鳳中学校		965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
264	県立学校	会津学鳳高等学校	会津学鳳高等学校	8	会津学鳳中学校		965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
265	県立学校	若松商業高等学校	若松商業高等学校	5	若松商業高等学校		965-0875	会津若松市米代一丁目3番31号
266	県立学校	会津工業高等学校	会津工業高等学校	6	会津工業高等学校		965-0802	会津若松市徒之町1番37号
267	県立学校	会津工業高等学校	会津第二高等学校	1	会津工業高等学校		965-0802	会津若松市徒之町1番37号
268	県立学校	喜多方高等学校	喜多方高等学校	4	喜多方高等学校		966-0802	喜多方市字桜が丘一丁目129番地
269	県立学校	猪苗代高等学校	猪苗代高等学校	1	猪苗代高等学校		969-3111	耶麻郡猪苗代町字窪南3664番地
270	県立学校	西会津高等学校	西会津高等学校	4	西会津高等学校		969-4406	耶麻郡西会津町野沢字上條道東甲256番地
271	県立学校	会津西陵高等学校	会津西陵高等学校	5	会津西陵高等学校		969-6262	大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地
272	県立学校	川口高等学校	川口高等学校	3	川口高等学校		968-0011	大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434番地の2
273	県立学校	会津農林高等学校	会津農林高等学校	2	会津農林高等学校		969-6546	河沼郡会津坂下町字曲田1391番地
274	県立学校	南会津高等学校	南会津高等学校	6	南会津高等学校		967-0004	南会津郡南会津町田島字田部原260番地
275	県立学校	只見高等学校	只見高等学校	5	只見高等学校		968-0421	南会津郡只見町大字只見字根岸2358番地
276	県立学校	磐城高等学校	磐城高等学校	5	磐城高等学校		970-8026	いわき市平字高月7番地
277	県立学校	磐城桜が丘高等学校	磐城桜が丘高等学校	5	磐城桜が丘高等学校		970-8026	いわき市平字桜町5番地
278	県立学校	平工業高等学校	平工業高等学校	2	平工業高等学校		970-8032	いわき市平下荒川字中刺1番の3
279	県立学校	平商業高等学校	平商業高等学校	5	平商業高等学校		970-8016	いわき市平中塩字一水口37番1
280	県立学校	いわき光洋高等学校	いわき光洋高等学校	3	いわき光洋高等学校		970-8047	いわき市中央台高久四丁目1番地

○ 令和6年度 納入先一覧 (A4ノート型パソコン)

No.	部局等	総室・公所	所属	台数	庁舎	棟	郵便番号	住所
281	県立学校	いわき湯本高等学校	いわき湯本高等学校	2	いわき湯本高等学校		972-8322	いわき市常磐上湯長谷町五反田55番地
282	県立学校	小名浜海星高等学校	小名浜海星高等学校	11	小名浜海星高等学校		970-0316	いわき市小名浜下神白字武城23番地
283	県立学校	磐城農業高等学校	磐城農業高等学校	7	磐城農業高等学校		974-8261	いわき市植田町小名田60番地
284	県立学校	勿来高等学校	勿来高等学校	3	勿来高等学校		979-0141	いわき市勿来町窪田町通二丁目1番地
285	県立学校	四倉高等学校	四倉高等学校	3	四倉高等学校		979-0201	いわき市四倉町字五丁目4番地
286	県立学校	ふたば未来学園高等学校	ふたば未来学園高等学校	5	ふたば未来学園高等学校		979-0408	双葉郡広野町中央一丁目6番地3
287	県立学校	ふたば未来学園高等学校	ふたば未来学園中学校	1	ふたば未来学園中学校		979-0408	双葉郡広野町中央一丁目6番地3
288	県立学校	相馬高等学校	相馬高等学校	3	相馬高等学校		976-0042	相馬市中村字大手先57番地の1
289	県立学校	相馬総合高等学校	相馬総合高等学校	6	相馬総合高等学校		976-0014	相馬市北飯淵字阿弥陀堂200番地
290	県立学校	原町高等学校	原町高等学校	4	原町高等学校		975-0014	南相馬市原町区西町三丁目380番地
291	県立学校	相馬農業高等学校	相馬農業高等学校	1	相馬農業高等学校		975-0012	南相馬市原町区三島町一丁目65番地
292	県立学校	小高産業技術高等学校	小高産業技術高等学校	5	小高産業技術高等学校		979-2157	南相馬市小高区吉名字玉ノ水平78番地
293	県立学校	郡山萌世高等学校	郡山萌世高等学校	8	郡山萌世高等学校		963-8002	郡山市駅前二丁目11番1号
294	県立学校	いわき翠の杜高等学校	いわき翠の杜高等学校	1	いわき翠の杜高等学校		973-8403	いわき市内郷綴町板宮2番地
295	県立学校	視覚支援学校	視覚支援学校	7	視覚支援学校		960-8002	福島市森合町6番34号
296	県立学校	聴覚支援学校	聴覚支援学校	11	聴覚支援学校		963-0201	郡山市大槻町字西ノ宮西32番地
297	県立学校	大笹生支援学校	大笹生支援学校	6	大笹生支援学校		960-0251	福島市大笹生字俎板山182番地の2
298	県立学校	だて支援学校	だて支援学校	1	だて支援学校		960-0634	伊達市保原町大泉字大館78番
299	県立学校	郡山支援学校	郡山支援学校	8	郡山支援学校		963-8041	郡山市富田町字上ノ台1番地
300	県立学校	あぶくま支援学校	あぶくま支援学校	8	あぶくま支援学校		963-0714	郡山市中田町赤沼字杉並139番地
301	県立学校	須賀川支援学校	須賀川支援学校	2	須賀川支援学校		962-0868	須賀川市芦田塚13番地の5
302	県立学校	石川支援学校	石川支援学校	8	石川支援学校		963-7855	石川郡石川町字猫啼360番地の3
303	県立学校	たむら支援学校	たむら支援学校	6	たむら支援学校		963-4315	田村市船引町春山字道ノ原51番地
304	県立学校	会津支援学校	会津支援学校	3	会津支援学校		965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地
305	県立学校	猪苗代支援学校	猪苗代支援学校	5	猪苗代支援学校		969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西3966番地の2
306	県立学校	平支援学校	平支援学校	8	平支援学校		970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40番地45
307	県立学校	いわき支援学校	いわき支援学校	8	いわき支援学校		970-8028	いわき市平上神谷字石ノ町13番地1
308	県立学校	富岡支援学校	富岡支援学校	5	富岡支援学校		970-0116	いわき市平馬目字馬目崎61番地
309	県立学校	相馬支援学校	相馬支援学校	6	相馬支援学校		979-2333	南相馬市鹿島区寺内字鷺内79番地
計				3,662				
(土木部)				812				
(土木部除く)				2,850				